

令和8年2月20日14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

業者名:株式会社春山組

期間:令和8年2月20日から令和8年3月19日まで(1ヵ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社春山組が建設業法の規定により指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局
総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)
契約課長 やなぎはら ひろあき 柳原 宏明 (内線 2511)
建設専門官 はやかわ たかし 早川 健 (内線 2512)
総務部経理調達課 TEL 078-391-7576
経理調達課長 かとう ひであき 加藤 英明 (内線 6310)
経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武田 知美 (内線 6313)

令和8年2月20日

近畿地方整備局

株式会社春山組に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社春山組の経營業務管理責任者である代表者は、令和4年12月から令和5年2月までの間、他社が受注した公共工事において、自身を主任技術者として通知し、主任技術者が務めるべき業務に従事していた事実が認められた。当該工事期間は株式会社春山組での職務に専ら従事していたとは認められないことから、建設業法第7条第1号に違反すると認められた。

このことが、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、奈良県は、令和8年1月7日付けで、建設業法の規定に基づく監督処分(指示処分)を行った。

2. 指名停止措置理由

株式会社春山組が建設業法の規定により指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社春山組

奈良県北葛城郡王寺町元町2-14-21-1

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和8年2月20日から令和8年3月19日まで(1ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)